

平成 30 年
第 9 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 9 月 27 日 (木) 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員 (18 人)

会長 1 番 寶代 行廣

会長職務代理

委員 3 番	栗ヶ窪 和治	4 番	下之門 信洋	5 番	宮原 耕一
6 番	東 鈴子	7 番	田中 司	8 番	君野 潤二
9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男	11 番	菊永 多佳子
12 番	宮原 俊郎	13 番	徳永 映子	14 番	松永 正美
15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美	17 番	梶山 俊孝
18 番	栢木 いさ子	19 番	大隣 初美		

4. 欠席委員 (2 人)

2 番 今市 範男 20 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 55 号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第 6 議案第 56 号 農業振興地域整備変更計画書 (案) の意見決定について
- 日程第 7 議案第 57 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 58 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 59 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 10 議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 11 議案第 61 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について

○ 日程第 12 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 中村 信介

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。2番 今市 委員 20番 月野 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 18名で、会議の定足数に達しております。

これより平成 30 年第 9 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 96 頁をご覧くださいと思います。(諸般の報告をおこなう)

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により14番 松永 委員, 15番 東垂水 委員を指名し, 会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は, 本日9月27日の1日間としたいと思いますが, ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって, 会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして, 日程第3議案審議に係る通知事案について, 事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは, 議案審議に関する農用地利用集積計画並びに, 議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3針からになります。今回, 農用地利用集積計画の合意解約による通知事案ですが, 3件の合意解約がなされました。内容は, 賃貸人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん, 賃借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん, ほかの申し入れです。解約の主導は, 貸し人主導によるものが1件, 借り人主導によるものが2件, となっております。地目ごとの内訳は, 畑が4筆 7,156㎡となります。地域別では, 知覧地域3件, となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について, 質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては, あくまでも通知事案でございますので, ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして, 日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは, 資料は7針からになります。今回認定されたのは4件です。再認定が11件あります。まず最初に, 知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で, お茶の経営を行っていましたが, 後継者の経営参入に伴い, 規模拡大, 機械の導入優良品種への転換を図り経営の安定と省力化を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋及び経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しておられます。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、甘藷を中心に原料用13ha 加工用2ha を経営しております。今後加工用を増やし、併せて秋冬野菜を作付し経営の安定を図りたい考えである。経営改善目標を達成するために、経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金等の活用によるトラクターアタッチメント等の購入を希望しておられます。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在妻と二人で焼酎用甘しょ5.5ha とキャベツを30a 栽培しており、機械の導入、農地の連担化を図り、経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋及び経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しておられます。

最後に川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで、ハウスイチゴとマンゴー栽培を行ってきていますが本体の建設業に従属されたなかで、生産販売を行って来ました。今後、農業部門の経営を分離法人化して、施設園芸の技術の向上による生産性の向上と、規模拡大及び加工品の製造で経営の安定発展を目指したい考えです。

経営改善目標を達成するために、現在所有している農地の有効活用や経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金等の活用による計画的な農業施設を設置を目指しています。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5議案第55号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。今回は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、生姜・人参・キャベツ・じゃがいもなどの野菜栽培及び販売等で、会社設立は平成30年7月、構成員は2人となっています。資本金の額は300万円で、経営面積が45,908㎡になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、株式会社です。「構成員要件」については出資者2人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、農業の経

営及び農産物の生産・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します、以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、茶生葉の生産・加工・販売及び荒茶の委託加工等で、会社設立は平成8年9月、構成員は2人となっています。資本金の額は300万円で、経営面積が5,859㎡になります。「法人形態要件」については、有限会社です。「構成員要件」については出資者2人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、農業の経営及び農産物の生産・加工・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します、以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第55号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第55号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第6議案第56号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。徳永委員をお願いします。

徳永委員 23頁、審議番号1番です。申請人は、大島郡伊仙町の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇〇〇、畑の1,056㎡です。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の西側の広域農道沿いに位置します。変更理由は、申請人は畜産業を営んでおり、現在の牛舎が手狭になってきたことから、牛舎を増設しようとするもので、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。詳細は、議案資料の24・25頁の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得ないものと判

断しました。現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地については、施設の性質上、既存の施設に近い場所が不可欠であるため、他に求めるものではありません。また、土地改良事業等については実施されていません。このことから、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更は、やむを得ないものと判断するところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 56 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 56 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 57 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。27 筆からになります。今回の申請は、所有権移転 15 件になります。所有権移転について、譲渡人は鹿児島市薬師の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。内訳は、田が 2 筆で 898 m²、畑が 25 筆で 37,475 m²、合計 27 筆 38,373 m²となっています。理由は、1 番・3 番・4 番・6 番・8 番・9 番が規模拡大、2 番・7 番・10 番・11 番が相手方の要望、

5番・13番・14番・15番が知人から、12番が社員から受贈となっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が298,898円、畑が63,748円から1,703,578円で売買される予定です。地域別では、穎娃6件、知覧6件、川辺3件でございます。また、法第3条第2項各号の判断については、30～37の調査書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いしますが所有権移転の番号12番については松村 委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第57号 農地法第3条許可申請に対する許可の内、所有権移転の審議番号12番を除く14件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第57号 農地法第3条許可申請に対する許可の内、所有権移転の審議番号12番を除く14件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 引き続き、議案第57号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。松村 委員の退室を求めます。
(松村 委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第57号 農地法第3条許可申請に対する許可の内、議事参与の制限に該当する所有権移転の審議番号12番については、申請どおり許可することにご異議ござい

ませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案57号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定しました。松村委員の入室を許可いたします。

(松村 委員 入室)

議長 松村 委員に報告いたします。議案第57号農地法第3条許可申請に対する許可の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第8議案第58号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。先ず、松永 委員お願いします。

松永委員 39号、審議番号1番です。申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇、畑の3,808㎡の内、1,119㎡です。申請人は茶業を営んでおり、現在経営するお茶工場の生産・加工に伴う経営基盤の強化及び駐車場不足を解消するため、隣接する自己所有地の一部に農業用倉庫を建設し、大型機械、トラック等の駐車場を確保しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の北側付近に位置します。詳細は、議案資料の40～42号の地図をご覧ください。申請地の東側は宅地に、南側と西側は道路に、北側は畑に接しています。0.3m～1.0mの切土を行い、農地との境界から離して建築するため、農作物に被害を及ぼす恐れはなく、日照・通風等についても影響を及ぼす恐れはありません。このことから、倉庫及び駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議長 次に東垂水委員お願いします。

東垂水委員 39号、審議番号2番です。申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、知覧町〇〇、畑の2,895㎡です。申請人は、製茶業を営んでおり、製茶用の倉庫が不足しているため倉庫を新築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の43・44号をご覧ください。申請地の東側は畑に、北側は道路に、南側と西側は宅地に接しています。現状のままで利用し、周囲にブロック塀を設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路水路へ放流する。日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす

恐れはありません。このことから、倉庫への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。以上で、現地調査の報告を終わります。

議 長 次に徳永委員お願いします。

徳永委員 39 頁、審議番号 3 番です。申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の 2,369 m²です。申請人は畜産業を営んでおり、現在ある牛舎が手狭になってきたことから、牛舎を増設しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落の西側、〇〇台地に位置します。詳細は、議案資料の 45・46 頁の地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、西側は牛舎に、南側と東側は道路に接しています。現状のままで利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は自然流下し、日照通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、牛舎への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 4 条の補足説明いたします。

審議番号 1 番と 3 番です。立地基準ですが、農用地区域内農地であり、農用地利用計画において指定された用途に供するものであることから、不許可の例外である農用地区域内農地の「農用地利用計画指定用途」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、1 番は特になく、3 番は川辺町土地改良区からの意見書が添付されており、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、1 番の倉庫と駐車場へと 3 番の牛舎への転用はやむを得ないと判断するところです。

審議番号 2 番です。立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、第 1 種農地の不許可の例外である「農業用施設等」と判断されます。許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、倉庫への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、説明を終わります。

ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いしますが、審議番号 1 番については永山委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

下之門委員 審議番号 2 番の資金計画を教えてください。

農地係長 事業費 75,000,000 円で内訳は、建設費 70,000,000 円 用地費 5,000,000 円です。資金計画は自己資金で金融機関からの証明を頂いています。

梶山委員 同じく審議番号 2 番ですが、44 頁の地図に宅地とありますが、これは実態が宅地という事ですか。

農地係長 ここは、登記が宅地で、現況が畑になっています。で申請が挙がってきています。

議 長 他に有りませんか。

委 員 「なし」の声あり。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 58 号 農地法第 4 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件のうち議事参与の制限に該当する審議番号 1 番を除く 2 件について、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 58 号に係る案件のうち議事参与の制限に該当する審議番号 1 番を除く 2 件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 引き続き、議案第 58 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。永山 委員の退室を求めます。
(永山 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 58 号 農地法第 4 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件のうち議事参与の制限に該当する審議番号 1 番については申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 58 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定しました。永山委員の入室を許可いたします。

(永山 委員 入室)

議 長 次に、日程第 9 議案第 59 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告をお願いします。それでは、所有権移転の 9 件の報告をお願いします。まず①番について松永委員をお願いします。

松永委員 48 号、審議番号 1 番です。譲受人が、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、埼玉県上尾市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の 477 m²です。申請人は、譲渡人が遠方在住により十分な管理ができないため、申請地を譲り受けて、シイタケを栽培しようとするものです。また、隣接地の宅地も併せて譲り受けようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 51・52 号の地図をご覧ください。申請地の北側と東側と南側は道路に、西側は山林に接しています。現状のままです。現状のまま利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長 次に東垂水委員②③番についてをお願いします。

東垂水委員 48 号、審議番号 2 番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の 693 m²の内、323 m²です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、父所有の申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 53～55 号の地図をご覧ください。申請地の西側は山林に、東側は道路に、南側と北側は畑に接しています。現状のまま利用し、周囲はよう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については建築高 5.6m 程度とするので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 3 番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の 405 m²です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、父所有の申請地を譲り受けて、

一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の56・57ページの地図をご覧ください。申請地の東側は畑に、南側は宅地に、北側と西側は道路に接しています。現状のまま利用し、周囲はよう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議長 次に、徳永委員④⑤番についてお願いします。

徳永委員 49ページ、審議番号4番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の207㎡です。申請人は、隣接する宅地を父より贈与を受けたので、申請地を譲り受けて、通路及び駐車場を確保しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の58・59ページの地図をご覧ください。申請地の南側は道路に、西側と北側と東側は宅地に接しています。現状のまま利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は自然流下し、日照通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、通路及び駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号5番です。譲受人が、大島郡伊仙町の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地及び理由は、先ほど説明しましたので省略します。詳細は、議案資料の60・61ページの地図をご覧ください。申請地の北側と西側は畑に、南側は既存施設に、東側は道路に接しています。現状はすでに碎石整地され始末書も添付されており、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は水路へ放流し、日照通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、牛舎への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議長 次に、栢木委員⑥⑦⑧⑨番についてお願いします。

栢木委員 49ページ、審議番号6番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇他2筆、畑の1,900㎡です。申請人は、申請地を譲り受けて、貸駐車場として確保しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の62・63ページの地図をご覧ください。申請地の北側と南側は宅地に、西側と東側は畑に接しています。現状のまま利用し、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下し、日照・通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。また、出入

口は隣接地本人所有地を利用します。このことから、貸駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号7番です。譲受人が、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の460㎡です。申請人は、隣接地に貸家3棟を所有しており、申請地を譲り受けて、貸家住人の駐車スペースを確保及び譲受人が業としている電気工事の資材倉庫を設置しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の64・65の地図をご覧ください。申請地の西側は宅地に、南側と北側は道路に、東側は宅地に接しています。現状はすでに整地され始末書も添付されており、周囲にブロック塀を設置しているので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場と倉庫への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号8番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が、鹿児島市の〇〇〇〇さん他1名です。申請地は、川辺町〇〇他1筆で、畑の3,148㎡です。申請人は、土木工事業を営んでおり、申請地を譲り受けて、隣接地と一体利用し効率的に運営を図るため駐車場を確保しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の66・67の地図をご覧ください。申請地の北側は山林に、西側と東側は宅地に、南側は道路に接しています。現状のままで利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は水路へ放流し、日照通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号9番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、福岡県北九州市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の616㎡です。申請人は、譲渡人が遠方在住により十分な管理ができないため、申請地を譲り受けようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の北側付近に位置します。詳細は、議案資料の68・69の地図をご覧ください。申請地の周囲は山林に接しています。現状はすでに山林で始末書も添付されており、日照通風等については、隣接する農地はないので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。48の、審議番号1番2番と49の、6番と50の、9番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象とな

っていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、それぞれへの転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号3番です。立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、知覧町土地改良区からの意見書が添付されており、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号4番と50番、7番8番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、4番7番は「第3種農地」の「都市計画用途地域内農地」、8番は南薩縦貫道路の川辺インターチェンジの出入口の周囲300m以内の区域に位置するので、「300m以内農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、それぞれへの転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号5番です。立地基準ですが、農用地区域内農地であり、農用地利用計画において指定された用途に供するものであることから、不許可の例外である農用地区域内農地の「農用地利用計画指定用途」と判断されます。許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、牛舎への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、説明を終わります。

ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

東 委員 審議番号6番の〇〇さんと〇〇さんの自営業は、何をなさっているのでしょうか。

農地係長 〇〇さんは、ITサポート業、〇〇さんは便利屋業となっています。

東 委員 申請人は、これで駐車場としてだけ使用されるのでしょうか。

農地係長 申請書には、〇〇〇〇と〇〇〇〇への貸し駐車場として申請が出ています。

議 長 他に有りませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 59 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 59 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法第 18 第 1 項及び 20 条 2 の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。71 号からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん他 11 件であります。理由は規模拡大によるものが 11 件、農地売買等事業によるものが 1 件、となっております。地目の内訳は田が 5 筆の 2,409 m²、畑が 15 筆の 23,936 m²であります。申請農地の取引価格については、10 a 当り、109,290 円～652,310 円で売買される予定です。地域別では、穎娃 7 件、知覧 4 件、川辺 1 件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。74 号からになります。利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか 67 件になります。設定面積は、田が 28 筆で 11,940 m²、畑が 100 筆で 131,911 m²の合計 128 筆の 143,851 m²になります。地域別では、穎娃が 35 件、知覧が 9 件、川辺が 24 件、合計 68 件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。87 号からになります。利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇他 20 件になります。設定面積は、田が 3 筆の 1,647 m²、畑が 33 筆の 28,006 m²で合計 36 筆、29,653 m²になります。地域別では、穎娃 19 件、知覧 2 件、合計 21 件となっております。以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用すること

が認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件については、全て、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって案第 60 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件については全て、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 61 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 議案第 61 号について説明いたします。資料は、93 頁からになります。併せまして、〇〇入会林野整備組合から提出された入会林野整備計画書を呈示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。この法律は、入会権を消滅させ、所有権に置き換えることで土地の所有者を明確にし、売買等を可能にし、積極的に土地を利用させることにより、農林業を発展させることを目的に始められたものです。あくまでも、農林業振興のための事業でありますので、新しく所有権を有する方が農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないか判断する必要があり、従来の農地法第 3 条で、農地を農地として取得する場合と同じ手続きが必要となります。これらを踏まえまして、〇〇入会林野整備組合 組合長〇〇〇〇さんから提出された整備計画の審査をお願いしたいところです。この組合は全体計画で、関係者数 84 名、筆数 313 筆の 570,291 m²で、うち農地に関する部分が、関係者数 28 名、筆数 73 筆の 41,074 m²(田 32 筆 10,293 m², 畑 29 筆 22,334 m², 樹園地 12 筆 8,447 m²)であります。この事業が推進されますと、現所有者の名義となり、農地の流動化の妨げとなっている他人名義の農地がいくらかでも解消され、所有権移転や貸借権設定等による利用集積が進むものと期待しています。以上で、説明を終

わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議お願いしますがその前に、計画書の閲覧のために10分間休憩いたします。

議 長 再開いたします、事務局から説明のありました案件について審議をお願い致します。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第61号入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については、適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第61号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第12その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

農政係長 10月30日の研修会について出席依頼。「貸したい」「借りたい」の進捗について

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成30年第9回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 14 番 _____

会議録署名委員 15 番 _____